

(2) 金相犀帯 金地に犀角で装飾を施した帯。

(3) 副 一そろいの物を数える数詞。

(4) 紵糸 清代の緞(緞子)、日本の縞子、サテンにあたる。細く強い経糸に太い緯糸を織りこんだ厚手の絹。多くは黒や紺の無地、又はそれに模様をあらわした(『明史食貨志訳註』三七四頁ほか)。

(5) 匹 布帛二反を一単位として数える語。

(6) 羅 網のようにからみ織りした薄絹。糸を練った熟羅、練らない生羅の別があり、又無地と模様のあるものの二種がある。日本の絹の類も羅に属する(『明史食貨志訳註』九六七頁ほか)。

(7) 穗糸布 糸布は経が綿糸、緯が絹糸で織った布。けばだった模様を織り出した糸布か。

1-01-07

皇帝より国王尚巴志へ、皮弁冠服を給賜し、生漆等の収買を  
求める勅諭(一四二六、六、一)

皇帝、琉球国中山王尚巴志に勅諭す。

今、内官柴山を遣わし、前来して爾に皮弁冠服を賜い、並びに銅銭を齎して、生漆及び各色磨刀石を収買せしむ。勅至らば、爾、即ち価を領して収買し、内官柴山に交付して進來せしめよ。故に諭す。

宣徳元年(一四二六)六月初一日

注\*本文書に關連する文書には(〇一〇八)(〇一一二)(二二〇六)

(二二〇七)(二二〇八)(二六〇八)(二六一四)などがある。

(1) 柴山を遣わし 二度目の派遣である。

(2) 皮弁冠服 その品目や形状については(〇一一六)を参照。洪熙元年に頒賜を乞うたのに対し(二六〇二)参照 賜与されたものである。皮弁冠服の賜与は『明実録』宣徳元年六月癸亥朔の条に記事がある。

(3) 磨刀石 砥石。各色は各種

1-01-08

皇帝より国王尚巴志へ、残りの銅銭による生漆等の収買を  
求める勅諭(二四二八、一〇、一三)

皇帝、琉球国中山王尚巴志に勅諭す。

前に内官柴山等を遣わし、銅銭を齎して生漆等の件を買わしむるに、王克く朕の命に遵い、已に買いて其れに付して回らしむ。具に王の忠誠を見たり。其の遺下の銅銭一百七十一万七千三百文は、王、再た国中に於て屏風・生漆・各様磨刀石等の件を収買し、内官柴山・内使阮漸等に交付して將し回らしむ可し。故に勅す。

宣徳三年(一四二八)十月十三日

注 (1) 前に内官…回らしむ (〇一〇七)(二六〇八)参照。